

## グループホームかがやき 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団永楽会が開設するグループホームかがやき(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「サービス」という。)は、要支援者または要介護者であって認知症の状態にある為に家庭での介護が困難なものに対し、適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護従業者は、共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。  
また、サービスの実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称           グループホームかがやき
- (2) 所在地         呉市中央二丁目6番20号

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者     1名  
      管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者   1名  
      計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する。
- (3) 介護従業者     7名以上  
      介護従業者は、認知症対応型共同生活介護を提供する。
- (4) 看護師       1名  
      看護師は、利用者の健康管理、看護を行う。

### (利用定員)

第5条 事業所の利用定員は9名とする。

### (指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。ただし次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食材料費 1,600 円/日
- (2) 部屋代 2,300 円/日
- (3) 光熱水費 700 円/日
- (4) その他の費用 実費

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様とする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 事業所の利用対象者は、要支援または要介護状態であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障のないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

(要介護認定に係る援助)

第9条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 事業所は、利用申込の際に要介護認定を受けていない者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日までには行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(身体の拘束等)

第10条 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない場合には、指針に基づき、かつ早期解除の努力検討を行うと共に、身体拘束廃止に関する継続的な従業員教育を行う。

(褥瘡対策等)

第11条 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう担当者を配置し、体制を整備する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

- (5) 事業所は、サービス提供中に、事業所の介護従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理及び感染症対策）

第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講ずる為の体制を整備する
- 3 感染症対策は次の通りとする。
  - (1) 感染症に対応するため担当者を配置し、研修と訓練を実施する。
  - (2) 訓練の実施にあたり、近隣の医療機関、介護事業所との連携に努める。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

（緊急時の対応及び事故発生の防止と対応）

第14条 サービス提供中に利用者の病状が急変する等緊急時には、必要な措置を行うとともに協力医療機関へ連絡する。

- 2 協力医療機関の医師の医学的判断により、医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診察を行う。
- 3 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から次の対策を行う。
  - (1) 事故発生防止のため担当者を配置し、従業者への研修を実施する。
  - (2) 事故が発生した場合、速やかに報告するとともに、市町村、利用者の家族等に連絡する。
  - (3) 事故の状況及び事故に際して取った対応について記録し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する。

（協力病院等）

第15条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（非常災害対策）

第16条 事業所は、非常災害に備えて、次の通り対策を講じるものとする。

- (1) 防火管理者または火気・消防等についての責任者（管理者）を定める。
- (2) 自然災害、火災等の防災対策について、別に定める消防計画、風水害、地震等の災害の対応と業務継続のための計画を作成し、計画的な訓練の実施と防災用設備等の維持管理を図り、利用者の安全に万全を期する。
- (3) 従業者に対し、非常災害対策に関する研修を実施する。
- (4) 第3項のうち避難・救出、その他必要な訓練は年2回以上行う。
- (5) 訓練の実施にあたり、消防署、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（ハラスメント対策）

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(介護保険等関連情報)

第18条 事業所は、サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施するものとする。また実施結果を公表するものとする。

(地域との連携)

第19条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 事業所は、その運営にあたっては、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(苦情処理)

第20条 事業所は、サービス提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、担当者を配置し、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(従業者の勤務条件)

第21条 従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団永楽会の就業規則による。

(従業者の服務規律)

第22条 従業者は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業者の健康管理)

第23条 従業者は、医療法人社団永楽会が行う年1回の健康診断を受診するものとする。なお、従業者のうち特定業務従事者は、上記健康診断を年2回受診するものとする。

(従業者の質の確保)

第24条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 その他、介護従業者の資質向上を図るため、次に定める研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年3回
- (3) その他の研修 随時

(守秘義務及び個人情報の保護)

第25条 従業者に対し、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する特記事項)

第26条 事業所は利用に関する記録を整備し、利用終了から2年間は保存するものとする。  
2 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要な事項は、医療法人社団永楽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。  
この規程は、平成21年4月1日から改正する。  
この規程は、平成24年4月1日から改正する。  
この規程は、平成26年6月1日から改正する。  
この規程は、平成27年5月1日から改正する。  
この規程は、平成30年4月1日から改正する。  
この規程は、令和2年4月1日から改正する。  
この規程は、令和3年6月1日から改正する。  
この規程は、令和5年4月1日から改正する。  
この規程は、令和6年6月1日から改正する。